

ニセコ町観光審議会委員 応募申込書

ニセコ町観光審議会設置条例をご参照の上、下記事項を記入しニセコ町役場商工観光課観光戦略推進係までご提出ください。

申込日	年 月 日
氏 名	(ふりがな)
住 所	ニセコ町字
連絡先	(電話番号)
	(Eメール)
職場名	
応募動機	
特記事項	

※ 個人情報の取扱いについて（この情報の利用目的）

- (1) ご記入頂いた個人情報は、ご記入頂く事務以外の目的には原則利用いたしません。
- (2) ご記入頂いた個人情報は、それらに関する事務を遂行するためにデータベースに登録することがあります。
- (3) ご記入頂いた個人情報により、事務遂行のために連絡・文書等の送付・送信を行うことがあります。

提出先

ニセコ町役場 商工観光課観光戦略推進係
住 所 〒048-1595 ニセコ町字富士見47番地
電 話 0136-44-2121
F A X 0136-44-3500
メール kankou@town.niseko.lg.jp

○ニセコ町観光審議会設置条例

昭和38年12月26日

条例第21号

改正 昭和45年12月25日条例第18号

(設置)

第1条 ニセコ町の観光事業に関する総合的な対策を樹立し、その円滑な推進を図るため町長の附属機関として、ニセコ町観光審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて次の事項につき調査審議し、また意見を具申するものとする。

- (1) 観光事業の基本方針の策定に関すること。
- (2) 観光事業の整備促進に関すること。
- (3) 観光の宣伝及び観光客の接遇方法の改善に関すること。
- (4) 観光資源の開発、保護及び育成に関すること。
- (5) その他観光事業に関し必要と認められるもの

(組織)

第3条 審議会は、委員15名以内をもって組織する。

- 2 審議会委員は、関係機関、団体の代表者及び知識経験者のうちから町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年12月25日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。